

後期高齢者医療制度が 改善されました

後期高齢者医療（長寿医療）制度は、平成20年6月に新たな保険料の軽減対策などが発表され、これに伴い8月に保険料が変更となる該当者には通知をお送りしていますが、主な改善内容をお知らせします。



平成20年度の改善内容

保険料の軽減（平成20年度分）

- ①保険料の均等割額（40,175円）が7割軽減（12,000円の保険料）となっている方は、一律8.5割軽減（6,000円の保険料）となります。
- ②所得割額（基礎控除後の総所得金額等の7.43%）を負担する方のうち、所得の低い方（基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方）は、所得割額が一律5割軽減となります。



平成20年度分の保険料については、平成20年7月15日付けの後期高齢者医療保険料通知書にて通知しましたが、新たな保険料の軽減に伴い保険料が変更となる方へは、8月15日付けで再度、後期高齢者医療保険料通知書を送付しました。

4月以降、保険料を年金から引き落としされている方であっても、保険料の変更（減額）に伴い年金からの引き落としができなくなるため、8月15日付けで送付した通知書にある納付書にて、毎月納期限までに保険料を納めていただくことになります。

なお、口座振替による納付を希望される場合は、市税や国民健康保険税などを口座振替で納めていただいている場合であっても、新たに市税等口座振替依頼書を金融機関に提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

口座振替による徴収対象者の拡大

年金からの保険料徴収については、次のいずれかに該当する方の場合、市役所への申し出により口座振替に変更することができます。

- ①国民健康保険税を2年間確実に納付していた方（本人）が口座振替により納付する場合
- ②年金収入が180万円未満の方で、世帯主（本人を除く）または配偶者の口座振替により納付する場合

お気軽におたずねください

後期高齢者医療制度は、今年4月にスタートしましたが、上の内容のような改善が行われています。

その結果、保険料の変更や納付方法の変更もあり、該当する方には個別に通知をお送りしています。不明な点などありましたら、保険年金課にお問い合わせください。



保険年金課 ☎66♦1102